

『乙種4類 危険物取扱者試験 2021年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『乙種4類 危険物取扱者試験 2021年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

初 版

P21	誤	〔製造所等の設置・変更の申請先〕			
		施設の設置・変更			
		製造所等	消防本部及び消防署を設置している市町村の区域 (移送取扱所を除く)	その区域を管轄する 市町村長等(削除)	
			消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域 (移送取扱所を除く)	その区域を管轄する 都道府県知事	
		移送取扱所	消防本部及び消防署を設置している1つの市町村の区域	その区域を管轄する 市町村長等(削除)	
消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域、 または2つ以上の市町村にまたがる区域	その区域を管轄する 都道府県知事				
更新： [2021.06.07]		2つ以上の都道府県にまたがる区域	総務大臣		
P76	誤	屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数 4,000 等 (削除) 以下 : 指定数量の倍数で保有空地の幅は異なる 例) 指定数量の倍数 500 以下 ⇒ 3m 以上 例) 指定数量の倍数 500 を超え 1,000 以下 ⇒ 5m 以上 指定数量の倍数 4,000 等 (削除) 超 : タンク最大直径またはタンク高さのうち大きい方に等しい距離を保有空地とする。ただし、15m 以上であること		
更新： [2021.07.05]					
P166	誤	●各種手続と申請先			
更新： [2021.07.05]	許可	設置 または 変更	製造所等	消防本部及び消防署を設置している市町村に施設を設置・変更するとき(移送取扱所を除く)	市町村長等(削除)
			移送取扱所	消防本部及び消防署を設置していない市町村に施設を設置・変更するとき(移送取扱所を除く)	都道府県知事
				消防本部及び消防署を設置している1つの市町村に施設を設置・変更するとき	市町村長等(削除)
				消防本部及び消防署を設置していない市町村、または2つ以上の市町村にまたがる場所に施設を設置・変更するとき	都道府県知事
			2つ以上の都道府県にまたがる場所に施設を設置・変更するとき	総務大臣	

P282	誤	<p>■イオン化列</p> <p>[略]</p> <p>◎イオン化傾向が大きい金属は、化学変化しやすいため取扱いに注意する。また、イオン化傾向が小さい金属は科学的に安定していることになる。</p>
	正	<p>■イオン化列</p> <p>[略]</p> <p>◎イオン化傾向が大きい金属は、化学変化しやすいため取扱いに注意する。また、イオン化傾向が小さい金属は化学的に安定していることになる。</p>
P307 ▶解説	誤	<p>〔問1〕 正解…5</p> <p>5. 第6類危険物は酸化性固体で不燃性のため、そのものは分解して酸素を発生しても、燃焼はしない。</p>
	正	<p>〔問1〕 正解…5</p> <p>5. 第6類危険物は酸化性液体で不燃性のため、そのものは分解して酸素を発生しても、燃焼はしない。</p>
P313 ▶解説	誤	<p>〔問7〕 正解…2</p> <p>2. アルコールは、注水により濃度が低くなるとその蒸気圧は低下し、引火点も低下する。</p>
	正	<p>〔問7〕 正解…2</p> <p>2. アルコールは、注水により濃度が低くなるにつれて、徐々に蒸気圧は低下し、引火点は上昇する。</p>
P329	誤	<p>■二硫化炭素 (CS₂) ※発火点がもっとも低い</p> <p>◎純水なものは無色だが、光があると分解が促進され、長時間日光に当てたものは黄色になる。</p>
	正	<p>■二硫化炭素 (CS₂) ※発火点がもっとも低い</p> <p>◎純粋なものは無色だが、光があると分解が促進され、長時間日光に当てたものは黄色になる。</p>